

個人情報保護法等の改正に伴う「個人情報の保護に関する指針」等の一部改正について

2023年3月14日
日本証券業協会

I. 改正の趣旨

本協会においては、協会員における個人情報等の適正な取扱いを確保するため、「個人情報の保護に関する指針」、「『個人情報の保護に関する指針』に関する解説」、「協会員における個人情報の適正な取扱いの確保に関する規則」及び「個人情報の取扱いに関する苦情処理業務規則」（以下「保護指針等」という。）を制定しているところである。

今般、令和3年改正の個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）、個人情報保護法についての関連ガイドライン¹及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン等の改正を受け、保護指針等の一部改正を行うこととする。

II. 改正の骨子

1. 「個人情報の保護に関する指針」及び「『個人情報の保護に関する指針』に関する解説」の一部改正

(1) 「法令」の範囲の明確化

条文中の「法令に基づく場合」の「法令」について、条例が含まれることを明確化する。

(第6条第3項第1号)

(2) 第三者提供に係る記録の作成等

個人データの第三者提供を行う際の記録の作成等に係る適用除外について、当該第三者が学術研究機関等である場合を追加す

¹ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）、同ガイドライン（仮名加工・匿名加工情報編）及び同ガイドライン（認定個人情報保護団体編）をいう。

る。

(第14条の3第5号)

(3) 第三者提供を受ける際の確認等

個人データの第三者提供を受ける際の確認等に係る適用除外について、当該第三者が学術研究機関等である場合を追加する。

(第14条の4第5号及び第6号)

(4) その他

その他、個人情報保護法等及び各ガイドライン等の改正等を踏まえ、所要の改正を行う。

2. 「協会員における個人情報の適正な取扱いの確保に関する規則」の一部改正

(1) 本協会の認定個人情報保護団体としての業務

個人情報保護法等及び各ガイドライン等の改正等を踏まえ、認定個人情報保護団体としての業務について、個人情報の取扱いに関するものに加え、仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱いに関するものが含まれることを明確化する。

(第1条、第2条柱書、同条第1号、第4号、第5号及び第8号)

3. 「個人情報の取扱いに関する苦情処理業務規則」の一部改正

(1) 苦情処理業務

個人情報保護法等及び各ガイドライン等の改正等を踏まえ、苦情処理業務について、個人情報の取扱いに関する苦情に加え、仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱いに関する苦情が含まれることを明確化する。

(第1条、第2条第1項、同条第2項、第3条、第4条第1項、第5条、第6条、第7条、第8条第1項、同条第2項、第9条、第11条)

Ⅲ. 施行の時期

この改正は、2023年4月1日から施行する。

※ 本改正は、その内容が法令等の改正に伴う形式的なものであることから、パブリックコメント手続は実施しない。

○ 本件に関するお問い合わせ先

- ・ 個人情報の保護に関する指針
- ・ 協会員における個人情報の適正な取扱いの確保に関する規則

日本証券業協会 自主規制企画部 個人情報監理室 (TEL 03-6665-6769)

- ・ 個人情報の取扱いに関する苦情処理業務規則

日本証券業協会 規律審査部 個人情報相談室 (TEL 03-6665-6784)

以 上

「個人情報の保護に関する指針」の一部改正について

令和5年3月14日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この指針は、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（以下「施行令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「施行規則」という。）、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定。）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成28年個人情報保護委員会告示第7号）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成28年個人情報保護委員会告示第8号）、同ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）（平成28年個人情報保護委員会告示第9号）及び同ガイドライン（認定個人情報保護団体編）（令和3年個人情報保護委員会告示第7号）並びに金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成29年個人情報保護委員会・金融庁告示第1号）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針等（以下「個人情報の保護に関する法令等」という。）を踏まえ、会員の定款第3条第8号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る業務及び当該業務に付随する業務、特定業務会員が行う定款第5条第2号イ、ロ又はハに掲げる業務並びに特別会員の定款第5条第3号に規定する登録金融機関業務（以下「協会の証券業務等」という。）における<u>個人情報</u>、<u>仮名加工情報</u>及び<u>匿名加工情</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この指針は、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（以下「施行令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「施行規則」という。）、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定。）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成28年個人情報保護委員会告示第7号）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成28年個人情報保護委員会告示第8号）、同ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）（平成28年個人情報保護委員会告示第9号）及び同ガイドライン（認定個人情報保護団体編）（令和3年個人情報保護委員会告示第7号）並びに金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成29年個人情報保護委員会・金融庁告示第1号）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針等（以下「個人情報の保護に関する法令等」という。）を踏まえ、会員の定款第3条第8号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る業務及び当該業務に付随する業務、特定業務会員が行う定款第5条第2号イ、ロ又はハに掲げる業務並びに特別会員の定款第5条第3号に規定する登録金融機関業務（以下「協会の証券業務等」という。）における<u>個人情報の適正な取扱いの確保のために</u>、</p>

新	旧
<p>報の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置その他の事項を定めるとともに、協会員が講ずべき具体的措置等を定めるものである。</p>	<p>個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置その他の事項を定めるとともに、協会員が講ずべき具体的措置等を定めるものである。</p>
<p>2 (現行どおり)</p>	<p>2 (省 略)</p>
<p>(利用目的による制限)</p>	<p>(利用目的による制限)</p>
<p>第 6 条 協会員は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、第 3 条により特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。</p>	<p>第 6 条 (同 左)</p>
<p>ただし、あらかじめ本人の同意を得るために個人情報を利用すること(電子メールの送信や電話をかけること等)は、当初特定した利用目的にない場合でも、目的外利用には当たらない。</p>	
<p>2 協会員は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該他の個人情報取扱事業者の個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。</p>	<p>2 (同 左)</p>
<p>また、承継前の利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱う場合は目的外利用にならず、本人の同意を得る必要はない。</p>	
<p>3 前 2 項は、次に掲げる場合については適用しない。</p>	<p>3 (同 左)</p>
<p>1 <u>法令(条例を含む。以下同じ。)</u>に基づく場合</p>	<p>1 <u>法令</u>に基づく場合</p>
<p>2～5 (現行どおり)</p>	<p>2～5 (省 略)</p>
<p>(第三者提供に係る記録の作成等)</p>	<p>(第三者提供に係る記録の作成等)</p>
<p>第 14 条の 3 協会員は、第三者(保護法第 16 条第 2 項各号に掲げる者を</p>	<p>第 14 条の 3 協会員は、第三者(保護法第 16 条第 2 項各号に掲げる者を</p>

新	旧
<p>除く。本条から第14条の5まで同じ。)に個人データを提供した場合には、個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の施行規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。</p> <p>ただし、国内にある第三者への提供においては、次の第1号から第8号に該当する場合、記録の作成を要しないものとする。</p> <p>また、外国にある第三者への提供においては、次の第1号から第5号に該当する場合、また、当該第三者が施行規則で定める基準を満たしているものであって、保護法第27条第5項各号に掲げる場合、記録の作成を要しないものとする。</p> <p>1～4 (現行どおり)</p> <p><u>5 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)</u></p> <p><u>6～8</u> (現行どおり)</p> <p>(第三者提供を受ける際の確認等)</p> <p>第14条の4 協会員は、第三者から個人データの提供を受けるに際し、次に掲げる場合を除き、当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者(法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものにあってはその代表者又は管理人)の氏名、当該第三者による当該個人データの取得の経緯の確認を行い、保護法第30条第3項に定める事項に関する記録を作成しなければならない。</p> <p>ただし、実質的に「提供者」による提供ではないものについては、確認・記録義務は適用されない。</p>	<p>除く。本条から第14条の5まで同じ。)に個人データを提供した場合には、個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の施行規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。</p> <p>ただし、国内にある第三者への提供においては、次の第1号から第7号に該当する場合、記録の作成を要しないものとする。</p> <p>また、外国にある第三者への提供においては、次の第1号から第4号に該当する場合、また、当該第三者が施行規則で定める基準を満たしているものであって、保護法第27条第5項各号に掲げる場合、記録の作成を要しないものとする。</p> <p>1～4 (省 略) (新 設)</p> <p><u>5～7</u> (省 略)</p> <p>(第三者提供を受ける際の確認等)</p> <p>第14条の4 (同 左)</p>

新	旧
<p>1～4 (現行どおり)</p> <p><u>5 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。</u></p> <p><u>6 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該学術研究機関等と協会員が共同して学術研究を行う場合に限る。）。</u></p> <p><u>7～9</u> (現行どおり)</p>	<p>1～4 (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>5～7</u> (省 略)</p>
<p>(理由の説明)</p> <p>第 19 条 協会員は、第15条第3項、第16条第2項（同条第3項において準用する場合を含む）、第17条第2項及び前条第4項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合において、本人に対しその理由を説明する際には、措置をとらないこととし、又は異なる措置をとることとした判断の根拠及び根拠となる事実を示すこととする。</p>	<p>(理由の説明)</p> <p>第 19 条 協会員は、第15条第3項、第16条第2項（同条第3項において準用する場合を含む）、第17条第2項、<u>前条第3項及び同条第4項</u>の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合において、本人に対しその理由を説明する際には、措置をとらないこととし、又は異なる措置をとることとした判断の根拠及び根拠となる事実を示すこととする。</p>
<p>(個人情報等の漏えい等事案への対応)</p> <p>第 23 条 協会員は、施行規則第7条各号に定める事態を知ったときは、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編） 3－5－3（個人情報保護委員会への報告）に従って、個人情報保護委員</p>	<p>(個人情報等の漏えい等事案への対応)</p> <p>第 23 条 協会員は、施行規則第7条各号に定める事態を知ったときは、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編） 3－5－3（個人情報保護委員会への報告）に従って、個人情報保護委員</p>

新	旧
<p>会（保護法第150条の規定により金融庁長官等が報告を受理する権限の委任を受けている場合にあつては金融庁長官等、保護法第170条の規定により地方公共団体の長等が報告を受理する権限に属する事務を行う場合にあつては地方公共団体の長等）及び本協会に報告しなければならない。また、協会員は、その取り扱う個人である顧客等に関する個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態を知ったときは、金融庁及び本協会に報告しなければならない。なお、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第8項に定める特定個人情報が漏えいした場合には、あわせて個人情報保護委員会にも報告するものとする。</p>	<p>会（保護法第147条の規定により金融庁長官等が報告を受理する権限の委任を受けている場合にあつては金融庁長官等、保護法第165条の規定により地方公共団体の長等が報告を受理する権限に属する事務を行う場合にあつては地方公共団体の長等）及び本協会に報告しなければならない。また、協会員は、その取り扱う個人である顧客等に関する個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態を知ったときは、金融庁及び本協会に報告しなければならない。なお、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第8項に定める特定個人情報が漏えいした場合には、あわせて個人情報保護委員会にも報告するものとする。</p>
<p>2～5 (現行どおり)</p>	<p>2～5 (省 略)</p>
<p>(仮名加工情報についての本指針の適用関係)</p>	<p>(仮名加工情報についての本指針の適用関係)</p>
<p>第 23 条の 2 仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下この項において同じ。）に関する本指針の適用については、次のとおりとする。</p>	<p>第 23 条の 2 (同 左)</p>
<p>1～3 (現行どおり)</p>	<p>1～3 (省 略)</p>
<p>4 協会員は、第14条第1項及び第2項並びに第14条の2第1項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第14条第4項第3号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第6項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と、第14条の3中「ただし、国内にある第三者への提供においては、次の第1号から第8号に該当する場合、記録の作成を要しないものとする。また、外国にある第三者への提</p>	<p>4 協会員は、第14条第1項及び第2項並びに第14条の2第1項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第14条第4項第3号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第6項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と、第14条の3中「ただし、国内にある第三者への提供においては、次の第1号から第7号に該当する場合、記録の作成を要しないものとする。また、外国にある第三者への提</p>

新	旧
<p>供においては、次の第1号から第5号に該当する場合」とあるのは、「次の第1号又は第6号から8号に掲げる場合」と第14条の4中「次に掲げる場合」とあるのは「次の第1号又は第7号から9号に掲げる場合」と読み替えるものとする。</p> <p>5 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p style="text-align: center;">この改正は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>供においては、次の第1号から第4号に該当する場合」とあるのは、「次の第1号又は第5号から7号に掲げる場合」と第14条の4中「次に掲げる場合」とあるのは「次の第1号又は第5号から7号に掲げる場合」と読み替えるものとする。</p> <p>5 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p>

「『個人情報の保護に関する指針』に関する解説」の一部改正について

令和5年3月14日

(下線部分変更)

個人情報の保護に関する指針		「個人情報の保護に関する指針」に関する解説	
新	旧	新	旧
<p>(目 的) 第 1 条 この指針は、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（以下「施行令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「施行規則」という。）、個人情報の保護に関する基本方針（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定。）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 7 号）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 8 号）、同ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）（平成 28 年個</p>	<p>(目 的) 第 1 条 この指針は、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（以下「施行令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「施行規則」という。）、個人情報の保護に関する基本方針（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定。）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 7 号）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 8 号）、同ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）（平成 28 年個</p>	<p>新</p> <p>(1) この指針は、保護法第54条の規定に基づき作成した指針であり、協会の証券業務等における<u>個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報</u>の適正な取扱いを確保するため、協会が遵守すべき事項及び必要な措置等について、協会の証券業務等の実情に即して定めるものである。</p> <p>(2)～(7)（ 現行どおり ） （参照条文等：保護法第 1 条、<u>第131</u>条、金融分野GL第 1 条、番号法第 4 条）</p>	<p>旧</p> <p>(1) この指針は、保護法第54条の規定に基づき作成した指針であり、協会の証券業務等における<u>個人情報</u>の適正な取扱いを確保するため、協会が遵守すべき事項及び必要な措置等について、協会の証券業務等の実情に即して定めるものである。</p> <p>(2)～(7)（ 省 略 ） （参照条文等：保護法第 1 条、<u>第128</u>条、金融分野GL第 1 条、番号法第 4 条）</p>

個人情報の保護に関する指針		「個人情報の保護に関する指針」に関する解説	
新	旧	新	旧
<p>個人情報保護委員会告示第9号)及び同ガイドライン(認定個人情報保護団体編)(令和3年個人情報保護委員会告示第7号)並びに金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(平成29年個人情報保護委員会・金融庁告示第1号)及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針等(以下「個人情報の保護に関する法令等」という。)を踏まえ、会員の定款第3条第8号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る業務及び当該業務に付随する業務、特定業務会員が行う定款第5条第2号イ、ロ又はハに掲げる業務並びに特別会員の定款第5条第3号に規定する登録金融機関業務(以下「協会の証券業務等」という。)における個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置その他の事項を</p>	<p>個人情報保護委員会告示第9号)及び同ガイドライン(認定個人情報保護団体編)(令和3年個人情報保護委員会告示第7号)並びに金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(平成29年個人情報保護委員会・金融庁告示第1号)及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針等(以下「個人情報の保護に関する法令等」という。)を踏まえ、会員の定款第3条第8号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る業務及び当該業務に付随する業務、特定業務会員が行う定款第5条第2号イ、ロ又はハに掲げる業務並びに特別会員の定款第5条第3号に規定する登録金融機関業務(以下「協会の証券業務等」という。)における個人情報の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置その他の事項を定めるとともに、協会員が講ずべ</p>		

個人情報保護に関する指針		「個人情報保護に関する指針」に関する解説	
新	旧	新	旧
定めるとともに、協会員が講ずべき 具体的措置等を定めるものである。 2 (現行どおり)	き具体的措置等を定めるものである。 2 (省 略)		
(利用目的による制限) 第 6 条 協会員は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、第 3 条により特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。 ただし、あらかじめ本人の同意を得るために個人情報を利用すること(電子メールの送信や電話をかけること等)は、当初特定した利用目的にない場合でも、目的外利用には当たらない。	(利用目的による制限) 第 6 条 (同 左)	(1) (現行どおり)	(1) (省 略)
2 協会員は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該他の個人情報取扱事業者の個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人	2 (同 左)	(2)・(3) (現行どおり)	(2)・(3) (省 略)

個人情報保護に関する指針		「個人情報保護に関する指針」に関する解説	
新	旧	新	旧
<p>情報を取り扱ってはならない。</p> <p>また、承継前の利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱う場合は目的外利用にならず、本人の同意を得る必要はない。</p>			
<p>3 前2項は、次に掲げる場合については適用しない。</p>	<p>3 (同左)</p>	<p>(4) (現行どおり)</p>	<p>(4) (省略)</p>
<p>1 <u>法令</u> (条例を含む。以下同じ。)に基づく場合</p>	<p>1 <u>法令</u>に基づく場合</p>	<p>(5) (現行どおり)</p>	<p>(5) (省略)</p>
<p>2～5 (現行どおり)</p>	<p>2～5 (省略)</p>	<p>(6)～(8) (現行どおり)</p>	<p>(6)～(8) (省略)</p>
<p>(第三者提供の制限)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p>	<p>(第三者提供の制限)</p> <p>第14条 (省略)</p>	<p>(1) 個人データを提供する場合の留意事項</p> <p>協会員が取得した個人データを第三者に提供する場合には、あらかじめ本人の同意を得ることが必要となるが、本人の同意を得ることなく個人データを提供しようとするときは、次のいずれかに該当するかどうかを確認し必要な対応をとる。</p> <p>① <u>法令</u>に基づく場合等の適用除外の場合 (第1項第1号～<u>第5号</u>)</p>	<p>(1) (同左)</p> <p>① <u>法令</u>に基づく場合等の適用除外の場合 (第1項第1号～<u>第4号</u>)</p>

個人情報の保護に関する指針		「個人情報の保護に関する指針」に関する解説	
新	旧	新	旧
		②～⑤（ 現行どおり ） (2) 特定個人情報の第三者提供 特定個人情報については、番号法で定められた場合に限り第三者に提供することができる。協会員が特定個人情報を提供できるのは、左記第1号～ <u>第5号</u> に関わらず、支払調書等に個人番号を記載して税務署長に提出する場合、保管振替機構への保有者情報の通知等に限られる。 また、個人番号には共同利用という考え方はなく、第三者提供となることに留意を要する。	②～⑤（ 省 略 ） (2) 特定個人情報の第三者提供 特定個人情報については、番号法で定められた場合に限り第三者に提供することができる。協会員が特定個人情報を提供できるのは、左記第1号～ <u>第4号</u> に関わらず、支払調書等に個人番号を記載して税務署長に提出する場合、保管振替機構への保有者情報の通知等に限られる。 また、個人番号には共同利用という考え方はなく、第三者提供となることに留意を要する。
1～5（ 現行どおり ）	1～5（ 省 略 ）	(3)～(5)（ 現行どおり ）	(3)～(5)（ 省 略 ）
2～6（ 現行どおり ）	2～6（ 省 略 ）	(6)～(25)（ 現行どおり ）	(6)～(25)（ 省 略 ）
（第三者提供に係る記録の作成等） 第14条の3 協会員は、第三者（保護法第16条第2項各号に掲げる者を除く。本条から第14条の5まで同じ。）に個人データを提供した場合には、個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の施行規則で定める事項に関する	（第三者提供に係る記録の作成等） 第14条の3 協会員は、第三者（保護法第16条第2項各号に掲げる者を除く。本条から第14条の5まで同じ。）に個人データを提供した場合には、個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の施行規則で定める事項に関する	(1)～(7)（ 現行どおり ）	(1)～(7)（ 省 略 ）

個人情報保護に関する指針		「個人情報保護に関する指針」に関する解説	
新	旧	新	旧
<p>る記録を作成しなければならない。 ただし、国内にある第三者への提供においては、次の第1号から第8号に該当する場合、記録の作成を要しないものとする。</p> <p>また、外国にある第三者への提供においては、次の第1号から第5号に該当する場合、また、当該第三者が施行規則で定める基準を満たしているものであって、保護法第27条第5項各号に掲げる場合、記録の作成を要しないものとする。</p>	<p>る記録を作成しなければならない。 ただし、国内にある第三者への提供においては、次の第1号から第7号に該当する場合、記録の作成を要しないものとする。</p> <p>また、外国にある第三者への提供においては、次の第1号から第4号に該当する場合、また、当該第三者が施行規則で定める基準を満たしているものであって、保護法第27条第5項各号に掲げる場合、記録の作成を要しないものとする。</p>		
1～4（現行どおり）	1～4（省略）		
5 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。	（新設）		
6～8（現行どおり）	5～7（省略）		
（第三者提供を受ける際の確認等） 第14条の4 協会員は、第三者から	（第三者提供を受ける際の確認等） 第14条の4（同左）	(1)～(8)（現行どおり）	(1)～(8)（省略）

個人情報保護に関する指針		「個人情報保護に関する指針」に関する解説	
新	旧	新	旧
<p>個人データの提供を受けるに際し、次に掲げる場合を除き、当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの)にあってはその代表者又は管理人)の氏名、当該第三者による当該個人データの取得の経緯の確認を行い、保護法第30条第3項に定める事項に関する記録を作成しなければならない。</p> <p>ただし、実質的に「提供者」による提供ではないものについては、確認・記録義務は適用されない。</p> <p>1～4 (現行どおり)</p> <p>5 <u>当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき(個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)</u>。</p> <p>6 <u>当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該個人デ</u></p>	<p>1～4 (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>		

個人情報保護に関する指針		「個人情報保護に関する指針」に関する解説	
新	旧	新	旧
<p>ータを学術研究目的で提供する必要があるとき(当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)(当該学術研究機関等と協会員が共同して学術研究を行う場合に限る。)</p> <p><u>7</u>～<u>9</u> (現行どおり)</p>	<p><u>5</u>～<u>7</u> (省 略)</p>		
<p>(訂正等)</p> <p>第17条 (現行どおり)</p>	<p>(訂正等)</p> <p>第17条 (省 略)</p>	<p>(1)・(2) (現行どおり)</p> <p>(参照条文等：保護法第34条、通則GL3-8-4)</p>	<p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(参照条文等：保護法第34条、通則GL3-8-3)</p>
<p>2 (現行どおり)</p>	<p>2 (省 略)</p>	<p>(3) (現行どおり)</p>	<p>(3) (省 略)</p>
<p>(理由の説明)</p> <p>第19条 協会員は、第15条第3項、第16条第2項(同条第3項において準用する場合を含む)、第17条第2項及び前条第4項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又</p>	<p>(理由の説明)</p> <p>第19条 協会員は、第15条第3項、第16条第2項(同条第3項において準用する場合を含む)、第17条第2項、前条第3項及び同条第4項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通</p>	<p>(現行どおり)</p>	<p>(省 略)</p>

個人情報保護に関する指針		「個人情報保護に関する指針」に関する解説	
新	旧	新	旧
はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合において、本人に対しその理由を説明する際には、措置をとらないこととし、又は異なる措置をとることとした判断の根拠及び根拠となる事実を示すこととする。	知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合において、本人に対しその理由を説明する際には、措置をとらないこととし、又は異なる措置をとることとした判断の根拠及び根拠となる事実を示すこととする。		
<p>（個人情報等の漏えい等事案への対応）</p> <p>第 23 条 協会員は、施行規則第 7 条各号に定める事態を知ったときは、個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）3-5-3（個人情報保護委員会への報告）に従って、個人情報保護委員会（保護法第150条の規定により金融庁長官等が報告を受理する権限の委任を受けている場合にあつては金融庁長官等、保護法第170条の規定により地方公共団体の長等が報告を受理する権限に属する事務を行う場合にあつては地方公共団体の長等）及び本協会に</p>	<p>（個人情報等の漏えい等事案への対応）</p> <p>第 23 条 協会員は、施行規則第 7 条各号に定める事態を知ったときは、個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）3-5-3（個人情報保護委員会への報告）に従って、個人情報保護委員会（保護法第147条の規定により金融庁長官等が報告を受理する権限の委任を受けている場合にあつては金融庁長官等、保護法第165条の規定により地方公共団体の長等が報告を受理する権限に属する事務を行う場合にあつては地方公共団体の長等）及び本協会に報告しなけ</p>	(1)～(3)（ 現行どおり ）	(1)～(3)（ 省 略 ）

個人情報保護に関する指針		「個人情報保護に関する指針」に関する解説	
新	旧	新	旧
報告しなければならない。また、協会員は、その取り扱う個人である顧客等に関する個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態を知ったときは、金融庁及び本協会に報告しなければならない。なお、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第8項に定める特定個人情報に漏えいした場合には、あわせて個人情報保護委員会にも報告するものとする。	なければならない。また、協会員は、その取り扱う個人である顧客等に関する個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態を知ったときは、金融庁及び本協会に報告しなければならない。なお、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第8項に定める特定個人情報に漏えいした場合には、あわせて個人情報保護委員会にも報告するものとする。		
2～5（現行どおり）	2～5（省略）		
（仮名加工情報についての本指針の適用関係） 第23条の2 仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下この項において同じ。）に関する本指針の適用については、次のとおりとする。	（仮名加工情報についての本指針の適用関係） 第23条の2（同左）	(1)～(3)（現行どおり）	(1)～(3)（省略）
1～3（現行どおり）	1～3（省略）		
4 協会員は、第14条第1項及び第2項並びに第14条の2第1	4 協会員は、第14条第1項及び第2項並びに第14条の2第1		

個人情報の保護に関する指針		「個人情報の保護に関する指針」に関する解説	
新	旧	新	旧
<p>項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第14条第4項第3号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第6項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と、第14条の3中「ただし、国内にある第三者への提供においては、次の第1号から第8号に該当する場合、記録の作成を要しないものとする。また、外国にある第三者への提供においては、次の第1号から第5号に該当する場合」とあるのは、「次の第1号又は第6号から8号に掲げる場合」と第14条の4中「次に掲げる場合」とあるのは「次の第1号又は第7号から</p>	<p>項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第14条第4項第3号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第6項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と、第14条の3中「ただし、国内にある第三者への提供においては、次の第1号から第7号に該当する場合、記録の作成を要しないものとする。また、外国にある第三者への提供においては、次の第1号から第4号に該当する場合」とあるのは、「次の第1号又は第5号から7号に掲げる場合」と第14条の4中「次に掲げる場合」とあるのは「次の第1号又は第5号から</p>		

個人情報保護に関する指針		「個人情報保護に関する指針」に関する解説	
新	旧	新	旧
<u>9号</u> に掲げる場合」と読み替えるものとする。	<u>7号</u> に掲げる場合」と読み替えるものとする。		
5 (現行どおり)	5 (省 略)		
2 (現行どおり)	2 (省 略)	(4)・(5) (現行どおり)	(4)・(5) (省 略)
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和5年4月1日から施行する。</p>		<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和5年4月1日から施行する。</p>	

「協会員における個人情報の適正な取扱いの確保に関する規則」の一部改正について

令和5年3月14日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(目 的)</p> <p>第 1 条 この規則は、本協会が個人情報の保護に関する法律第 47 条第 1 項の認定を受けた認定個人情報保護団体として同項各号に掲げる業務を実施するに当たり必要な事項を定め、もって協会員における同法に基づく個人情報、<u>仮名加工情報及び匿名加工情報</u> (以下「個人情報等」という。)の適正な取扱いを確保することを目的とする。</p>	<p>(目 的)</p> <p>第 1 条 この規則は、本協会が個人情報の保護に関する法律第47条第 1 項の認定を受けた認定個人情報保護団体として同項各号に掲げる業務を実施するに当たり必要な事項を定め、もって協会員における同法に基づく<u>個人情報</u>の適正な取扱いを確保することを目的とする。</p>
<p>(業 務)</p> <p>第 2 条 本協会は、会員の定款第 3 条第 8 号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る業務及び当該業務に付随する業務、特定業務会員が行う定款第 5 条第 2 号イ、ロ又はハに掲げる業務並びに特別会員の定款第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務における<u>個人情報等</u>の取扱いに関し、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>1 協会員の<u>個人情報等</u>の取扱いに関する苦情の処理</p> <p>2・3 (現行どおり)</p> <p>4 <u>個人情報等</u>の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての協会員に対する情報の提供</p> <p>5 <u>個人情報等</u>の適正な取扱いの確保のための協会員の役職員に対する教育・研修</p> <p>6・7 (現行どおり)</p> <p>8 前各号に掲げるもののほか、協会員の<u>個人情報等</u>の適正な取扱いの確保</p>	<p>(業 務)</p> <p>第 2 条 本協会は、会員の定款第 3 条第 8 号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る業務及び当該業務に付随する業務、特定業務会員が行う定款第 5 条第 2 号イ、ロ又はハに掲げる業務並びに特別会員の定款第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務における<u>個人情報</u>の取扱いに関し、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>1 協会員の<u>個人情報</u>の取扱いに関する苦情の処理</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>4 <u>個人情報</u>の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての協会員に対する情報の提供</p> <p>5 <u>個人情報</u>の適正な取扱いの確保のための協会員の役職員に対する教育・研修</p> <p>6・7 (省 略)</p> <p>8 前各号に掲げるもののほか、協会員の<u>個人情報</u>の適正な取扱いの確保に</p>

新	旧
<p data-bbox="138 188 376 220">に関し必要な業務</p> <p data-bbox="548 284 667 316">付 則</p> <p data-bbox="318 331 913 363">この改正は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p data-bbox="1160 188 1375 220">関し必要な業務</p>

「個人情報の取扱いに関する苦情処理業務規則」の一部改正について

令和5年3月14日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、個人情報相談室が「協会員における個人情報の適正な取扱いの確保に関する規則」第3条に定める協会員の個人情報、<u>仮名加工情報及び匿名加工情報</u>（以下「個人情報等」という。）の取扱いに関する苦情の処理を行うに当たり、必要な事項を定める。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、個人情報相談室が「協会員における個人情報の適正な取扱いの確保に関する規則」第3条に定める協会員の<u>個人情報</u>の取扱いに関する苦情の処理を行うに当たり、必要な事項を定める。</p>
<p>(苦情処理業務の実施体制)</p> <p>第2条 個人情報相談室は、会員の定款第3条第8号に規定する有価証券の売買その他の取引等に係る業務及び当該業務に付随する業務、特定業務会員が行う定款第5条第2号イ、ロ又はハに掲げる業務並びに特別会員の定款第5条第3号に規定する登録金融機関業務における<u>個人情報等</u>の取扱いに関する苦情（以下「<u>個人情報等</u>の取扱いに関する苦情」という。）の処理を行う。</p> <p>2 個人情報相談室は、<u>個人情報等</u>の取扱いに関する苦情処理につき必要な助言、指導を受けるため、特別顧問を置き、法律専門家等の学識経験者のうちから委嘱する。</p>	<p>(苦情処理業務の実施体制)</p> <p>第2条 個人情報相談室は、会員の定款第3条第8号に規定する有価証券の売買その他の取引等に係る業務及び当該業務に付随する業務、特定業務会員が行う定款第5条第2号イ、ロ又はハに掲げる業務並びに特別会員の定款第5条第3号に規定する登録金融機関業務における<u>個人情報</u>の取扱いに関する苦情（以下「<u>個人情報</u>の取扱いに関する苦情」という。）の処理を行う。</p> <p>2 個人情報相談室は、<u>個人情報</u>の取扱いに関する苦情処理につき必要な助言、指導を受けるため、特別顧問を置き、法律専門家等の学識経験者のうちから委嘱する。</p>
<p>(苦情処理組織の責務)</p> <p>第3条 個人情報相談室は、個人情報の保護に関する法律等の趣旨に則り、<u>個人情報等</u>の取扱いに関する苦情について、迅速に公正中立な苦情処理を行う。</p>	<p>(苦情処理組織の責務)</p> <p>第3条 個人情報相談室は、個人情報の保護に関する法律等の趣旨に則り、<u>個人情報</u>の取扱いに関する苦情について、迅速に公正中立な苦情処理を行う。</p>

新	旧
<p>(苦情処理の手続)</p> <p>第 4 条 個人情報相談室は、協会の顧客から<u>個人情報等</u>の取扱いに関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言を行い、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該協会員に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な解決を求める。</p> <p>2・3 (現行どおり)</p>	<p>(苦情処理の手続)</p> <p>第 4 条 個人情報相談室は、協会の顧客から<u>個人情報</u>の取扱いに関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言を行い、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該協会員に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な解決を求める。</p> <p>2・3 (省 略)</p>
<p>(苦情処理の受付窓口)</p> <p>第 5 条 前条第 1 項に規定する<u>個人情報等</u>の取扱いに関する苦情の処理は、個人情報相談室において行う。</p>	<p>(苦情処理の受付窓口)</p> <p>第 5 条 前条第 1 項に規定する<u>個人情報</u>の取扱いに関する苦情の処理は、個人情報相談室において行う。</p>
<p>(費用の負担)</p> <p>第 6 条 <u>個人情報等</u>の取扱いに関する苦情の処理に係る費用は、個人情報相談室が負担する。ただし、申出人の申出手続に要した文書、通信費等の費用は、申出人に負担させることができる。</p>	<p>(費用の負担)</p> <p>第 6 条 <u>個人情報</u>の取扱いに関する苦情の処理に係る費用は、個人情報相談室が負担する。ただし、申出人の申出手続に要した文書、通信費等の費用は、申出人に負担させることができる。</p>
<p>(苦情処理の非公開)</p> <p>第 7 条 <u>個人情報等</u>の取扱いに関する苦情の処理は、非公開とする。</p>	<p>(苦情処理の非公開)</p> <p>第 7 条 <u>個人情報</u>の取扱いに関する苦情の処理は、非公開とする。</p>
<p>(役職員の秘密保持義務)</p> <p>第 8 条 個人情報相談室の役員及び職員並びにこれらの職にあった者は、<u>個人情報等</u>の取扱いに関する苦情の処理に関して知り得た秘密について、正当な理由なくこれを他に漏らし、又は盗用してはならない。</p> <p>2 個人情報相談室の役員及び職員並びにこれらの職にあった者は、<u>個人情報</u></p>	<p>(役職員の秘密保持義務)</p> <p>第 8 条 個人情報相談室の役員及び職員並びにこれらの職にあった者は、<u>個人情報</u>の取扱いに関する苦情の処理に関して知り得た秘密について、正当な理由なくこれを他に漏らし、又は盗用してはならない。</p> <p>2 個人情報相談室の役員及び職員並びにこれらの職にあった者は、<u>個人情報</u></p>

新	旧
<p>報等の取扱いに関する苦情の処理に関して知り得た情報を、個人情報相談室の業務の用に供する目的以外に利用してはならない。</p>	<p>報の取扱いに関する苦情の処理に関して知り得た情報を、個人情報相談室の業務の用に供する目的以外に利用してはならない。</p>
<p>(担当職員に対する教育研修) 第 9 条 個人情報相談室は、<u>個人情報等</u>の取扱いに関する苦情の適切な処理を図るため、担当職員に対する教育研修を行う。</p>	<p>(担当職員に対する教育研修) 第 9 条 個人情報相談室は、<u>個人情報</u>の取扱いに関する苦情の適切な処理を図るため、担当職員に対する教育研修を行う。</p>
<p>(苦情処理業務についての監査) 第 11 条 本協会は、個人情報相談室による<u>個人情報等</u>の取扱いに関する苦情の処理に係る業務につき、監査を行う。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p style="text-align: center;">この改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>(苦情処理業務についての監査) 第 11 条 本協会は、個人情報相談室による<u>個人情報</u>の取扱いに関する苦情の処理に係る業務につき、監査を行う。</p>